

民生協議会協議事項

〔 日時 令和3年11月19日(金)
午前10時
場所 第三委員会室 〕

○ 所管事項の報告について

- 1 八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について
- 2 八戸市総合保健センター建設事業第2期工事請負の一部変更契約の締結をすることの専決処分について
- 3 八戸市印鑑条例の一部改正（案）の概要について
- 4 八戸市霊園条例の一部改正（案）の概要について
- 5 八戸市国民健康保険条例の一部改正（案）の概要について
- 6 地域の安全・安心を実感できるまちづくり連携協定の締結について

八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（内閣府令）」の一部改正に伴い、当市においても特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正を行うもの。

2 改正の概要

(1) 電磁的記録について

特定教育・保育施設等における書面の作成や交付等について、電磁的記録により行うことを可能とするもの。

改正前	改正後
—	○特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存等に関して書面で行うことが条例で規定されているものについては、書面に代えて電磁的記録により行うことができる。
○特定教育・保育施設等は、重要事項を記した文書の交付について、保護者の承諾を得た場合には、電磁的記録により行うことができる。	○特定教育・保育施設等は、条例の規定による書面の交付等について、保護者の承諾を得た場合には、電磁的記録により行うことができる。
○特定教育・保育施設等は、教育・保育の質の向上を図る上で必要と認められる対価（上乗せ徴収）の支払いを求める際は、保護者から文書による同意を得なければならない。 ○特定教育・保育施設等は、小学校等に対して子どもに関する情報を提供する際には、保護者から文書による同意を得なければならない。	○特定教育・保育施設等は、条例の規定による書面での同意の取得について、保護者の承諾を得た場合には、電磁的記録により行うことができる。

(2) その他

特定地域型保育事業者の連携施設の確保に関する規定について、文言の修正等を行うもの。

3 施行期日

公布の日

八戸市総合保健センター建設事業第2期工事請負の一部変更契約の締結をすることの専決処分について

1. 工事名

八戸市総合保健センター建設事業第2期工事

2. 契約者

株式会社石上建設

3. 専決処分の理由

契約額及び期間に変更が生じたため、地方自治法第180条第1項に基づき専決処分したもの

4. 契約額

変更前 252,668,900円
変更後 260,810,000円
増減 8,141,100円 (3.22%) の増額

5. 契約期間

変更前 契約締結の翌日(令和3年3月10日)から360日間(令和4年3月4日まで)
変更後 契約締結の翌日(令和3年3月10日)から令和4年1月31日まで
(32日間短縮)

6. 主な変更理由

- (1) 舗装工事の既設マンホール高さ調整の追加による増工
- (2) 囲障工事の施設名サインの規格変更による減
- (3) 排水工事の側溝、集水柵蓋の規格変更による増工
- (4) 歩道復旧工事の誘導式線字ライン(点字ブロック)の追加による増工
- (5) 設備工事の既存ハンドホール、グリーストラップの化粧蓋追加による増工
- (6) 同一敷地内の他工事との円滑な連携による工期の短縮による経費の減

7. 処分年月日

令和3年11月5日

八戸市印鑑条例の一部改正(案)の概要について

1. 改正の理由

令和4年2月14日の新住民基本台帳等システム移行に伴い、性的少数者に配慮し、印鑑登録及び証明に係る事項から性別の表記を削除するとともに、その他所要の改正を行うためのもの。

2. 改正の主な内容

印鑑登録原票の登録事項及び印鑑登録証明書の記載事項から性別を削除する。

3. 施行期日

規則で定める日から施行する。ただし、その他所要の改正は、公布の日から施行する。

八戸市霊園条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

東霊園に合葬墓を設置し、その管理について必要な事項を定めるとともに、その他規定の整備を行うためのもの。

2 改正の主な内容

(1) 合葬墓使用者の資格

- ① 現に使用することができる祖先等のお墓を有せず、かつ、市営霊園内一般墓地（以下「一般墓地」という。）の使用の許可を受けていない者で、次のいずれかに該当する者
 - (ア) 当市に引き続き1年以上住所を有し、かつ、焼骨を保有し埋蔵しようとする者
 - (イ) 死亡時において当市に引き続き1年以上住所を有していた者の焼骨を保有し埋蔵しようとする者であって、当市に住所を有しない者
 - (ウ) 当市に引き続き1年以上住所を有する満65歳以上の者で、自己の死後にその焼骨を埋蔵する者を選任できる者
- ② 一般墓地に埋蔵している焼骨を合葬墓に改葬し、一般墓地を返還しようとする者

(2) 合葬墓の使用料

1体につき 65,000円

3 施行期日

- ・令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。
- ・この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

4 その他

- ・合葬墓使用者の資格①(ア)及び(イ)の焼骨保有者の募集は令和4年3月から開始予定
- ・①(ウ)及び②の募集は焼骨保有者の募集とは別に募集期間、募集枠を設けて開始予定

八戸市国民健康保険条例の一部改正（案）の概要について

1. 改正理由

乳児に係る一部負担金の免除の対象となる保護者の所得制限及び出産育児一時金に係る支給額について所要の改正をするためのものである。

2. 改正内容

- (1) 八戸市子ども医療費給付条例の一部改正に伴い、一部負担金免除の対象となる乳児の保護者の所得制限に係る規定について必要な改正をするもの。
- (2) 出産育児一時金の総額（42万円）は据え置きとし、産科医療補償制度の掛金の見直しに伴い、支給額を改正するもの。

現 行	●第6条第1項 出産育児一時金の支給額 40万4千円 ただし、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算する。
改正後	●第6条第1項 出産育児一時金の支給額 40万8千円 ただし、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算する。

【参考】

八戸市国民健康保険条例施行規則の一部改正（予定）

現 行	●第5条第2項 産科医療補償制度対象の出産の場合は、 1万6千円 を加算する。
改正後	●第5条第2項 産科医療補償制度対象の出産の場合は、 1万2千円 を加算する。

3. 施行期日等

- (1) この条例は、令和4年1月1日から施行する。
- (2) 改正後の第5条第2項の規定は、この条例の施行日以後に受けた療養の給付に係る一部負担金について適用し、施行日前に受けた療養の給付に係る一部負担金については、なお従前の例による。
- (3) 改正後の第6条第1項の規定は、施行日以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、施行日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

地域の安全・安心を実感できるまちづくり連携協定の締結について

1 協定締結の目的

八戸市内における犯罪の未然防止、犯人の早期検挙及び子ども・女性の安全確保などに極めて有効な防犯カメラを必要な箇所に設置し、地域の防犯環境を向上させることにより、安全・安心を実感できるまちづくりの実現を目指すことを目的とする。

2 協定締結の相手方及び締結年月日

- 1) 八戸地区連合防犯協会 副会長 橋本 精二
株式会社みちのく銀行 八戸地区本部 執行役員本部長 鈴木 恒義

【締結年月日】 令和3年10月22日（金）

- 2) 八戸地区連合防犯協会 副会長 橋本 精二
株式会社青森銀行 取締役頭取 成田 晋

【締結年月日】 令和3年11月4日（木）

- 3) 八戸地区連合防犯協会 副会長 橋本 精二
株式会社よこまち 代表取締役社長 横町 俊明

【締結年月日】 令和3年11月9日（火）

3 協定の概要

八戸地区連合防犯協会の防犯カメラ設置促進事業において、株式会社みちのく銀行、株式会社青森銀行及び株式会社よこまちが、それぞれ地域の一員として防犯カメラの被貸与団体となり設置場所を無償で提供し電気料金を負担するもの。